

(平成26年11月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

沖縄厚生年金 事案 512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 2 月 25 日
② 平成 16 年 8 月 25 日

A社（勤務場所は、Bケアセンター）で勤務していた期間のうち、申立期間に賞与が支給されたと思う。また、賞与からの保険料控除もあったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に解散している上、同社の代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳等は保管していないと回答している。

また、A社の代表清算人から提出された申立人の平成16年分給与所得の源泉徴収票及び金融機関から提出された「預金出入明細照会」により、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料は控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与記録について、「賞与支払届の届出が無く、申立てに係る記録が無い。」と回答しているとともに、同健康保険組合から提出された適用台帳において、当該期間に係る賞与記録は無いことが確認できる。

加えて、申立人が勤務していた場所とは別の場所で勤務していたとする複数の同僚は、A社での賞与支給について「賞与は目標の売上額があり、それを上回った部署に支給されていた。」と述べていることなどから、同社では必ずしも全ての正社員に対して賞与を支給する取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚

生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。